

厚生常任委員会

平成17年6月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎浦野 圭司
里川宜志子

○三木 誓士
中西 和夫

木田 守彦

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	寺田 良信	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
健康推進課長	清水 孝悦	同 課 長 補 佐	植村 俊彦
同 係 長	福田 義則	環 境 対 策 課 長	清水 建也
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 里川委員、中西委員

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、里川委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります、（1）議案第36号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてから（4）議案第39号までの4議案については閉会中の委員会でも報告を受けておりますように、医療費助成制度に伴う貸付金に関わる案件であり、4議案について一括して説明を求めることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について一括して説明を求めることといたします。
理事者の説明を求めます。清水健康推進課長

健康推進課長 議案第36号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第37号、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正す

る条例について、議案第38号、斑鳩町老人医療費助成条例の一部を改正する条例について、及び議案第39号、斑鳩町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。先の委員会でもご説明いたしました但条例を改正する理由であります、本年8月から福祉医療費助成制度において、自動償還払いの方法をとる事に伴い、医療費の支払いが困難な対象者に対し、その資金を貸付ける制度を発足させる事にいたしております。この貸付制度において不適切な行為があった対象者に対し、助成制度の資格登録及び助成金の支給を停止する事ができる旨、また貸付金によります医療費の支払いが行われなかった場合の医療機関への助成金相当額の支払いができる旨等についての規定を設けるためにこれらの条例の一部を改正するものでございます。議案の朗読をいたします。

(議案第36号 議案書朗読)

健康推進
課長

一番最終ページの要旨をもって説明させていただきます。

(要旨朗読)

(議案第37号 議案書朗読)

健康推進
課長

一番最終ページの要旨でございます。

(要旨朗読)

(議案第38号 議案書朗読)

健康推進
課長

一番最終ページでございます。

(要旨朗読)

(議案第39号 議案書朗読)

健康推進
課長 一番最後のページでございます。

(要旨朗読)

健康推進
課長 以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお
願いたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 今回、補正予算の方も上がっていたと思うんですけども、この各
制度、利用状況の予測というんですか、所得階級の状況であったり、
一定のそういった調査をして、どれ位の利用が見込まれるのかという
事なんかを事前に把握をされてるのであれば、各制度ごとに、この件
数で考えたというようなことがあれば、それは私達、事務をやってお
りませんので、これらの利用についてどの程度あるのか、というのが
よく分からないので、できましたら現在の制度利用者数、そして予算
を立てる時の各制度ごとの利用見込みというんですか、この制度を利用
する予測、そういうのがるのであれば教えていただきたいなとい
う風に思います。

健康推進
課長 利用状況等についてでございますが、県に確認いたしておりますが、
国全体的な面からの報告をいただいたところでは、利用状況といたし
ましては、ほとんど利用されておるところがないというようなところ
でございます。それと、あと条例関係、予測等につきましても県の指
導等に基づいての金額等を載せさせていただいているところござい
ます。以上でございます。

里川委員 急に数字を聞いて申し訳ないんですけどね、各この制度ごとに、現在斑鳩町で医療証を発行されていると思うんですけども、どの程度各制度ごとに利用されている方がいらっしゃるのか、という事もあわせてお尋ねしたつもりなんですけれど。

健康推進 福祉医療費助成制度の受給者数でありますけれども、16年度末現在、17年3月31日現在でございますが、老人が206、乳児が211、幼児が385、障害が135、母子ですが母親が188、児童が283、以上でございます。

里川委員 こうやって、数字を聞かせていただく中で、一定の数があると思うんですよね。1300、400、あると思うんですけども、やっぱり今、その前の課長の答弁ではほとんど利用がないというようなことを、国、県レベルでの調査の中で、という事ですが、せっかくこうして制度を作るわけですから、大きく制度が変わるという事の中で、そしてまた今の社会的な情勢の中では、とりあえず形だけ制度作ったというのではなくて、やっぱり本当にお困りの方については利用できるように、窓口を広くしていただいて、本当に相談にのっていただきたいと思います。そしてこの制度が有効に利用されて委員さんの中でも以前心配をされておられたように、欠損が出るような事にならないように、事務的な事の中でもここに書かれてるような補正、の状況ですね。貸与したけどちゃんと医療機関に支払われなかった、とかそういう事も確かに心配ですけども、できるだけ受診抑制につながらないように、早く治療していただけるように、この制度についてはやっぱり啓発をしていただきたいと思いますという事をお願いしておきたいと思います。

委員長 よろしいですか。
他にありますか。木田委員。

木田委員 私も、その制度についてはちょっと心配しておった事ありますけれ

ども、とにかくそれを貸付というのか、それは、どれだけの期間の間に借りた場合は返したらいいのか、その時期的な事は全く書いてないけど、その時期、一月後にか、半年後にか、そういう事全く書かれてないけど、それはどのように決められておるんですか。

健康推進 例えば一つ例をとらせていただきます。診療が8月になる人でござ
課長 いますけれども、貸付については9月になります。そしてその償還、
要は助成という事については11月になるというような段取りでござ
います。

木田委員 これは1ヶ月としますやんか、8月分だけね。そしたらこれ、何ヶ
月にもなる場合がありますやろ。これ、仮に今例出してくれはったん、
8月というだけですやんか。それが継続して8、9とか10とか3ヶ
月位なるとしますやんか、それが、8月やったら9月、9月やったら
10月とかいう風にそれがどんどんと何ヶ月にもわたって可能なん
ですか。

健康推進 これはあくまでも一つのローテーションでございますけれども、診
課長 察に8月分。この医療機関が9月10日に国保連へ報告されると。そ
うすると、その10月10日、一ヶ月遅れになりますけれども、町に
データ要は支払い実績報告書が来るという形になります。そして11
月の末に支払い、助成金として入ってくるという形、こういうローテ
ーションになっております。

木田委員 だからその重なった、3ヶ月位になったらそれもみんな可能なん
かという風に。一月とかそういう単位でいくのか、ずっとかかっては
る間の分が可能なのかどうか。

住民生活 前回の委員会の時に資料8としてご提示をさせていただいており
部長 す。お持ちでしたらそれを見ていただければ、ご理解いただけると思

うんですけれども、その中で貸付制度の概要という事で貸付につきましては1レセプト、1ヶ月1医療機関の単位で貸付をさせていただくという事でさせていただいているという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時15分 休憩)

(午前9時16分 再開)

委員長 再開します。

他にご質問ございますか。先ほどの木田委員の質問に対する明確なる回答をお願いします。

健康推進 一人の方が1ヶ月1医療機関等で単位として1万円から30万円までの範囲で利用できるという事でございまして、その方が続いて、また1ヶ月遅れでそういう状態が発生した場合も同内容の処理という形で行います。

委員長 他にごございますか。これをもって質疑を終結いたします。

1件ごとにお諮りをしていきたいと思えます。

議案第36号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第36号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第37号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第37号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第38号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。議案第39号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第40号、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水環境対策課長

環境対策
課長 それでは、議案第40号、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

環境対策
課長

この条例の改正内容につきましては、前回の委員会で説明させていただいたところをごさいます、以降内容変更につきましてもごさいますので、詳細につきましますの説明については割愛させていただきます、一番末尾に添付しております要旨をもって概略を説明させていただきますと思います。一番末尾の要旨をご覧くださいながら、お聞きいただきたいんですけれども、今回の一部改正はビニールごみを埋立処理からリサイクル処理に移行する事に伴いまして、条例第22条第1項に規定されております別表を文言整理も含めまして改正をするものでございます。

まず（1）種別及び区分の改正でございますが、ビニールごみの種別を一般廃棄物から資源物に変更いたしますとともに、その名称を「その他プラスチック類」と改めたいと考えております。また、最近スプレー缶等の危険物が不燃ごみの方に混入されている現状に鑑みまして、有害ごみの区分を啓発的な意味もこめましてこの際「有害・危険なごみ」とその名称を改めたいと考えております。（2）処理手数料単位の改正でございますが、リサイクル処理をする場合、危険の防止及び効率化を図る必要上、中身が目視しやすい状態で排出する事が条件となってきます事から、その他プラスチック類の排出は透明の指定袋制とさせていただきます、この事によりまして処理手数料単位を改正したいと考えております。なお、その他プラスチック類は「資源物」として取り扱うため、他の資源物と同様に処理手数料は無料といたします。前回、木田委員の方から将来的な課題として、資源物の方の有料化を取り入れたらどうか、というご意見も賜ったところをごさいますけれども、現在のところ、分別の徹底を図る意味からも当分の間、資源物につきましては、従来どおり無料とさせていただきますと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。次に（3）区分の追加といたしてありますが、これは「食品トレイ」につきましますこの際資源物として明確化するため、区分に新たに追加するものでございます。なお、適用期日につきましては、住民の方々への周知機関を考慮いたしまして、平成17年10月1日からとして

おります。なお、この条例の一部改正に伴いまして、前回もお示しいたしましたが、施行規則につきましても一部改正を行う予定をしております。また、前回の委員会で申し上げておりましたが、去る5月24日に伊賀市において開催されました廃棄物の搬入にかかります事前協議会に私どもが出席させていただきました。当日は伊賀市の担当者の他に処理施設がごございます地域の住民代表の方も来られておりまして、当町から伊賀市に廃棄物を搬入する理由、そして搬入量及び種類等々につきまして説明をさせていただいたところでございます。その結果といたしまして、伊賀市から5月27日付けの文書でもって事前協議の終了通知がございました。その後廃棄物処理法に基づきます通知手続きを行ったところ、伊賀市からは6月7日付けで通知の受理通知をいただいたところでございます。当初、伊賀市の担当者との打合せの際、想定されておりました日程より思いのほか早くなりましたが、これをもちまして、当町から伊賀市の方に10月から廃棄物を搬入する事につきましては、伊賀市としてはご了承をいただいたという事になります。以上をもちまして説明とさせていただきますが、温かいご審議を賜りまして原案通り可決していただけますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 今度、またそういう風にリサイクルしていくという事では収集の仕方、袋も変えるという事ですが、変わってくると。そしたら、住民さんへの周知期間という事では非常に短期間の中で徹底してやっていただくというのは大変な状況があるのではないかなと思っ
ているんですが、その心配につきましては、今年、16年のモニターさんへの調査結果ですね。意見いただいた結果なんかをまとめたものを、今年度出しているんですが、特に町政モニターさんのアンケート調査でもごみのところについてはものすごく、読ませてもらったらそれはもう、住民さん色々迷ってはって、色々分からない、疑問に思っ

てはるところ、これを見てたら、ああ、なるほどと思うようなご質問たくさんありましたね。だから、これまで分別してきているものであっても、これ位住民さん、分からなかったりでなかなか徹底がしにくかったり、という部分があるんですが、このビニールごみのリサイクルは是非ともやった方がいい問題ですけれども、それをどう理解していただいて徹底できるかというところについては、ちょっと私もこのモニターさんの調査結果見ても、ちょっと余計不安になったりしてたんですけど、その辺やっぱり再度確認をしたいなと思っているんです。この条例自体作った時に、私ら議会でも、かなり議論をしてこの条例を作ったわけですけどね、その時の町の主旨なんかについても、議員さんの一般質問聞いてても、議員さんの中ででも徹底してこの時の条例の主旨であったり、議論した内容というのでも徹底されていないような、そういう心配もあるかなと思ったりもするんですよ。ですからやっぱり余計に行政側としてはね、議会に対してもそうですけれども、住民さん全体にやっぱり周知をする、ご協力をいただくという事については、本当により力を入れてやってもらわなあかんなと思っているところなんです。そこのところ再度、10月までにどの程度周知できるのか、そしてごみについても、ビニールごみどこまで洗ってね、どこまでリサイクルできるごみなんかとかいう事ですね、その辺の徹底もしにくいだらうと思うんですが、今考えてはるところまで、ちょっと私も確認しておきたいなと思うんです。

環境対策
課長

まず、大きく2点いただきました。周知の方法並びに排出の方法の変更点についてでございますけれども、まず、周知の方法でございますが、前回の里川委員の方から質問いただいた中で説明はさせていただいたんですけども、当方といたしましても、里川委員ご心配のとおり、周知徹底については、徹底を図りすぎても図りすぎるという事はないので、努力をして参りたいと考えておりますが、具体的に申し上げますと、前回の重複になるかも分かりませんが、この6月議会におきまして条例改正についての議決をいただいた後、まず自治

会長の方に協力依頼を行う中で、まず自治会長の皆さんに条例の主旨等々を説明をしてまいりたい。その後自治会を通じて各住民の方々に通知を行う。また、自治会にお入りになっておられない住民の方もおられますので、その方につきましては、従来から資源物袋を配布しております際の資料、ダイレクトメールで送っている資料がございますので、それを利用して自治会未加入の方にもご理解をいただくという手立てを今考えているところでございます。なお且つ広報誌により、9月号でございますけれども、特集記事を掲載いたしまして、その中でも冒頭に申し上げました自治会長への協力依頼の文書の中で、自治会別に説明を希望される場合は、私どもがその自治会で説明会を開催させていただこうという風に考えております。また、当然ホームページでも掲載させていただき予定でございますし、許される事でしたら、今度6月19日、クリーンキャンペーン、委員の皆様方にも通知は申し上げておりますけれども、その中で今現在、議会にこういう条例を上程していて、もしそれが議決を賜れば10月からのこういった形で、指定袋制にさせていただきますといった事もしていったらどうかなという意見も、市内でそういった意見もある中で考えていきたいなという風に考えております。周知については概略はそうでございますけれども、あと、分別といいますか、排出の基準の徹底でございますけれども、なるほどおっしゃいますように、この前の広報でもその一端が載せられておりましたけれども、町政モニターの方々からのごみの分け方・出し方についての疑問点、ご意見かなりたくさんいただいております。率直に申し上げまして、担当としてもちょっとショックなところもあったんですけれども、平成12年、分別は4月から、有料化は10月からでございますけれども、はや、年数が経っている中でもそういった方々がおられるという事で、残念なところもあったんですけれども、私どもの周知の方法が徹底できてないという事でございますので、これからビニールごみの分別はもちろんの事、その他の資源物等々の分別の方法についても、先ほど申し上げました広報での特集等々によって徹底を図ってまいりたいという風に考えている

ところでございますが、その今までのビニールごみはご存知のように指定袋がございませんので、青い袋であったり、黒い袋であったり、またいわゆるレジ袋等が出されておったという事でございます。先般その中の一部でございますが、抽出で確認をさせていただいたところ、残念ながらまだ中には生ごみが混入されていたり、不燃物が混入されていたという現実がある中で、そういう指定袋にしていくなかで、それは若干改善はされる期待はしておりますけれども、その中でもリサイクル率を上げていこうという中で、当然ビニールの種類、その他プラスチックですね、種類によって、きれいなもの、そのまま出せるもの、ちょっと洗ったら出せるもの、全く手数をかけてしていかないときれいに出せないもの、色々あります。例えば、包装紙、きれいなラップ、ラベルでしたらそのまま出せますけれども、例えばマヨネーズでありますとか、ケチャップにつきましては、なかなか、例えばこれは下品な話かも知りませんが、逆さまにしてずっと置いておいて、先をちょっと切ったらきれいになるかも知りませんが、なかなかそこまで徹底をお願いするという事も難しいのではないかと、そういう事で、それらの事も含めまして今回のリサイクルに伴います周知につきましての、そういう細かい事も含めまして、皆さんには周知を申し上げていきたいなという風に考えております。どれだけ徹底できるかという事につきましては、今のところ、私ども、先ほどのモニターの例もございますので、なかなか不安な点もございますが、できる限りの事はさせていただきたいなという風に考えておりますので、みなさん方のご理解もお願いしたいと考えております。

里川委員 課長からご答弁いただきましたので、私も実際自分もごみを出す立場で考えると、どの程度までやったらいいのか、どの程度だったらもうあかんのか、リサイクル率を上げる意味でいいもの悪いものというのは、やっぱり判断、一人ひとりに判断してもらわないといけないという事では、その人、その人達に基準を持ってもらわないといけないというのは、これは本当に難しい事だと思うんですね。だから、

町としても周知については大変だとは思いますが、でもやっぱり徹底していかないとリサイクル率は上がらないし、相手さんにも非常に迷惑をかけたか、逆にクレームをいただいたり、とかいう問題が起こってくる事も考えられますので、是非とも力を入れてやっていただきたいと思うんですが、その中の提案を、私一つしたいんですけども、これ、できましたら斑鳩町は学校や保育所、そしてまた公共施設ですね、こういったところにも10月からこういうビニールごみをリサイクルしますよと、これはいい事なんでね。埋立処分するよりずっといい事なんで住民の皆さんにも今課長言われたダイレクトメールとか広報の特集記事と言われるけれども、なかなかそれをきちっと読んでくれるか、と言ったら、読んでいただけない方も割と多いんですよ。それで、いろんな公共施設を通じてそういうアピールをする事によって、町が全体で総力あげてその事をやっている、取り組んでるねんという雰囲気を作っていただくという事も大事なかと、一つ私そういう考え方もちょっと一度してほしいなと思いますので、公共施設持ってるわけですから、そしてまた総合学習の中でも環境問題、子どもさん学校でもやってもらったり、とか色々やってますから、やっぱりそういう小さい子どもさんから、啓発を進めていく意味でも今申し上げたような施設を通じてでも、何か分かりやすいものを貼るとかね、そんなんしながら是非やってほしいなと。斑鳩町全体で取り組んでいるという、そういう取り組みになるような方法を是非考えて欲しいという事を提案をしておきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第40号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)承認第2号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。
清水健康推進課長。

健康推進 承認第2号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)であります。まず、議案書の朗読をいたします。

(議案書・専決処分書 朗読)

健康推進 3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。これは、平成16年度本特別会計におきまして歳入が医療に要した費用である歳出に不足したため、平成17年度より不足分を繰上充用する必要が生じまして既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,500万円を増額し、歳入歳出それぞれ28億1,800万円とする補正でございます。これにつきましては、5月26日付けで専決処分させていただいたものでございます。議会に報告し、承認を求めるものでございます。1ページをご覧ください。1ページを朗読いたします。

(朗 読)

健康推進 以上説明といたしますが、よろしく願います。

課長

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第2号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、(7)承認第3号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。
清水健康推進課長。

健康推進 承認第3号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成17年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)で
課長 ございます。まず、議案書の朗読をいたします。

(議案書・専決処分書 朗読)

健康推進 3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書でござ
課長 います。平成16年度本特別会計におきまして、医療費負担金決定額が医療に要しました費用に不足が生じたため、平成17年度より不足分を繰上充用する必要が生じまして、また支払基金医療費交付金が超過交付となりましたため、平成17年度予算から返還する事となります事から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,921万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ19億8,635万8,000円とする補正予算でございます。5月26日付けで専決処分させていただいたものでございまして、議会に報告いたしまして、承認を求めるものでございます。なお、平成16年度で不足いたしま

した財源につきましては、老人保健制度により、その全額を国、県等から平成17年度の収入として精算される事になっております。それでは1ページをお開きください。朗読いたします。

(朗 読)

健康推進 以上報告とさせていただきますが、よろしく願いいたします。
課長

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって承認第3号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、(8)報告第8号、平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越し計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

理事者の説明を求めます。西川福祉課長

福祉課長 平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越し計算書の報告につきましてご説明いたします。まず最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

福祉課長 それでは、前回の委員会でご説明させていただいておりますとおり

であります。2枚目の平成16年度斑鳩町事故繰越し繰越し計算書によりご説明させていただきます。第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名（仮称）総合福祉会館建設事業におきまして、平成16年度内の用地取得に向け努力いたしておりましたが、平成16年度内の用地取得ができなかったため、引き続き平成17年度に用地取得を図りたいと考えております。平成16年度予算において計上いたしておりました維持設計等にかかります経費3,600万円を平成17年度予算に繰越させていただくものでございます。

以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として了承することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって報告第8号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長 次に継続審査案件について、（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。（仮称）総合福祉会館整備につきましては小吉田1丁目地内におきまして、用地取得に向け努力をしておりますが、用

地の確保にはまだ若干調整が必要であります事から、用地の取得をするに至っておりません。現在、引き続き所有者の方にご協力をお願いをしておりますが、所有者の方にはもう少し考える時間が欲しいという事です。早急に用地取得ができるよう努力しておりますが、今後建設用地の取得などがまとまりましたならば、当常任委員会にご報告申し上げ、対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、（仮称）総合福祉会館整備計画についての報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑意見があればお受けします。

木田委員 今の報告の中で、最初の計画では約9,000平米とかいう風な形で報告受けておったように思いますけれども、それを基本として交渉しておられると思いますけれども、難航しているとかいう風なことを考えた場合には、西里で計画された2,600平米ですか、あの位でもやろうというような形で、借地ではいけないという事でお流れになったという事なんですけれども、今現在交渉しておられるところが、9,000平米を確保できるという事で進めておられるのか。もしくはひょっとしたらそれが6,000平米とかになる可能性もあるのかどうか。できたら9,000平米確保していただいたら一番いいと思いますけれども、その点今の動きというのか、話を進める中でどういう風な感触を得ておられるのか。やっぱり、みんなに9,000平米と言ったら、それが急に少なくなったらその計画自体が、ちょっとまたそこでおかしくなってくるのではないかなと、私はそういう風に思いますけれども、だからそれだったら、できることならやっぱり委員さんにある程度の理解をしてもらっていた方がいいのと違うかなという風に私は思いますけれども、今、交渉中やからそういう事は言われないのかどうか知らんけど、もしかそういう可能性があるのだったら前もって報告しておかした方がいいのと違うかなと思いますけれ

ども。

住民生活
部長

ご指摘いただいております面積的な関係につきましては、当初考えておりました面積に向けての交渉でさせていただいているところがございます。ただ、若干当初考えておった面積よりも少しは減少するかも分かりませんが、おっしゃっていただいたように、2,000とか3,000とかいう面積ではなしに、9,000平米に近い面積を確保ができるような、ご協力をいただく中でそれ位の面積が、計画面積としての状況で今現在発表しているという風にご理解いただきたいと思います。面積的に言いますと8,000平米から8,500位の間になるのではないかなという風には、今現在お願いしている面積としてはそれ位になるかなと思っております。

委員長

よろしいですか。

木田委員

確保してくれはったら結構です。急に減らないようにだけ。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、継続審査案件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、各課報告事項について、(1)議案第41号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。清水健康推進課長

健康推進
課長

総務常任委員会に付託されております議案第41号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての健康推進課所管の説明でございます。まず8ページ、歳出予算の補正でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目医療対策費で福祉医療費助成金の自動償還方式の導入に伴いまして、病院窓口での負担額が増加する事になります事から、本町といたしましては医療の円滑な受給を引き続

き維持するため、福祉医療費資金の貸付を実施する事といたしました。これに要します費用といたしまして210万円の追加補正をお願いするものでございます。次に歳入、7ページでございます。第20款諸収入でございますが、福祉医療費助成金の自動償還方式の導入に伴いまして、新たに創設いたします福祉医療費資金貸付制度によりまして、その貸付金元金収入の150万円の追加補正をお願いするものでございます。以上簡単でございますが、担当課の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

議案第41号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についての内、当委員会所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議ありませんので、本件については、当委員会としてこれを了承することに致します。

次に(2)斑鳩町証明書の自動交付に関する事務取扱い要綱の一部を改正する要綱について、理事者の説明を求めます。西谷住民課長

住民課長 それでは斑鳩町証明書の自動交付に関する事務取扱い要綱の一部を改正する要綱についてご報告申し上げます。斑鳩町では平成10年1月1日から自動交付によりまして、住民票の写し、印鑑登録証明書という証明書の発行を行っております。今回システム変更に伴いまして、自動交付機の入替作業を予定いたしております。それに伴いまし

て稼働時間、現在平日午前8時30分から午後8時、土日祝日は午前8時30分から午後5時としておりますが、その時間帯を全て稼働時間帯を午前8時から午後8時に延長し、住民の利便を図るために一部改正を行いたいと考えております。施行期日につきましては、住民周知の期間を考慮いたしまして8月1日予定いたしております。また、この自動交付機の入替作業に伴いまして、今は千円札の新札対応をしておりますが、その対応も行いまして、また処理時間の短縮も合わせて図ってまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 他に理事者の方からご報告はございませんか。

福祉課長 前回の委員会の中で里川委員さんの方から介護保険制度の改正の状況についてご報告してほしいという事がございましたので、現在の状況について簡単ですが説明させていただきます。介護保険制度の改革につきましては今現在国の方で審議されておりますが、介護保険制度改正の内容につきましては、この4月12日に開催されました全国介護保険担当者会議の内容等が県の方から各市町村に提示された以外に、新たな情報が今現在町の方には入ってきておりません。また、10月に開催が予定されておりますホテルコスト等の詳細につきましても、まだ、現在示されておらないという現状です。また、県の方にその事で問い合わせもしておりまして、だいたい8月頃になるのではないかという風に聞いております。また、10月から実施予定でありますので、情報等が入り次第、住民の方には早く啓発・周知して参りたいと考えております。なお、今回の改正につきましては、老人保健事業を地域支援事業の介護保険予防事業として平成18年4月から実施

しなければならぬ事から、福祉課と健康推進課でワーキンググループを設置いたしまして、担当者が事前に勉強会、また打合せ等を行いまして事務事業、これから進めていく内容等確認しながら、今準備を進めているところでございます。以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長 何か質問。里川委員。

里川委員 今、確かに介護保険の関係で課長の方から説明していただいたんですけども、斑鳩町がもっております介護保険の条例であったり施行規則であったり、触らないといけない部分というのは、前倒しの分についてあったのかどうか。私もちょっとごめんなさいね、認識不足で悪いんですけども、そしたら一定やっぱり私達としては9月議会の段階では町からもきちっとした説明なり、していただいて一定の議論もしていかないといけないのかなという事で、ちょっと気にはなってるんですけども、その辺はどんな状況、今後の見通しの中では、8月にならないと詳細は分からないという事ですけど。

福祉課長 現時点では詳しい情報が入っておりませんので、今後入ってきましてその内容等確認しまして、条例等改正が必要ならばそういった事もしていかなければいけないと考えております。また、7月21日に介護保険運営協議会をまた予定しておりますので、その中でももし、それまでに情報等が入ってございましたらその中でまたお話をさせていただきたいと思っております。

里川委員 この介護保険制度の、介護保険法の改正については、私はいろんな問題が含まれているという事では、一般質問もさせていただいておりますので、あまりまだ詳細も分かりませんので、今はあまり発言も差し控えたいんですが、ただ一点は、全国町村会の常任理事の宮城さんという沖縄の嘉手納町長さんが、国会の委員会で参考人質疑という形

で宮城町長が発言していただいている内容ちょっと見ましたら、一般質問の時には、障害者自立支援法の方では、私ちょっと山本会長の件については触れましたけれども、介護保険の方は触れてませんでしたので、ここでちょっと申し上げたいんですが、是非ともこの町村会の常任理事さんがどんな発言をされたのか、私ちょっとこの発言の内容、不満をもっておりますので、是非とも町長はじめ担当の方もこの発言の内容、私は現場の問題が弱かったりとか、町としての姿勢が弱かったりとかいうのをすごく感じている部分もありますので、今後やっぱり地方として町村会も地方の住民を守っていく立場、自分の地方の自治体を守っていく立場で、ご発言をいただけるような状況を作っていたいただきたいという事を、これは要望として申し上げておきたいという風に思います。

委員長 よろしいですか。

清水課長。

健康推進課長 健康推進課関係で一点、現在国民健康保険の運営協議会がござい
ます。その国保運協については、5月24日に開催いたしまして、その
内容等について若干報告させていただきます。当日の内容といたしま
しては、国民健康保険の財政状況、加入者の高齢化や低所得者の増加、
医療費の増大等によりまして、非常に厳しい状況にありまして、国保
運営の安定確保が緊急の課題となってきております。その中にありま
して自主財源の中核であります国税のあり方につきましていかにある
べきかが、問題となってきております。この国保税のあり方についま
して、検討をお願いしていただいているところでございまして、共通
認識を現在深めていただいているところでございます。次回の委員会
につきましては、8月位の予定という事で終らせていただいております。
以上、簡単ではございますが、国保運営協議会の現時点での状
況報告とさせていただきます。

委員長 質疑ございますか。
よろしいですか。

健康推進 申し訳ございません。先ほど議案第39号について説明させていただきましたが、誤字がございましたので、ちょっと確認お願いしていただきたいと思います。議案第39号の最後のページ、要旨でございます。この要旨の一番最初、母子医療費助成制度と書かせていただいておりますけれども、これにつきましては、心身障害者医療費助成制度という事で誤りでございます。これにつきましては、本会議でご説明させていただきますと同時に差替えをさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いたします。

委員長 以上、各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたという事で終わります。
続いて、その他について各委員から質疑があればお受けいたします。

木田委員 だいぶ前から計画されて、そして今会議としてどれだけ進んでいるのか。奈良県ごみ広域化計画の進捗について、今現在、奈良県内をブロックに分けてやっている、その斑鳩の生駒郡というんですか、その地区、第2地区ですか、そこらとか、奈良県下でどのように進んでいるのか、それを聞きたいのと、それと今ちょっと、うちかて犬よう飼わんから貰ってくれという事で小さい犬、チワワもらって、朝5時頃から散歩させてるねんけど、その時には事業所のごみ収集車が走ってる事がありますけれども、その中で町の収集車は今、汚水の水垂れですか、そんなんはなくなってんけど、事業所の方は、どの車とは限定できないんですけどね、私もその後しか通ってないから、だからその事業所ごみの収集車に対しても、汚水の水漏れをしないように、指導をお願いしたいと思いますけれども。その一応、2点だけお願いします。

環境対策
課長

第一点目のごみ広域化、ごみ処理の広域化計画でございますけれども、おっしゃるようになかなか進展をしていないという現状がございます。以前からこの問題についてご質問ある度に同じ事しか言えない、誠に残念でございますけれども、何度か助役も県の廃棄物対策課に赴いていただきまして、何とか県がリーダーシップをとって進めろという形で話をさせていただいているのでございますが、なかなか思うように、ご存知のように他の市町村、ブロック3の市町村について、現在の施設がまだそういう危機的状況ではないという事もあいまって、なかなかブロックワーキング会議も開催されていないという状況でございます。私どもといたしましては、斑鳩町の施設が一番この中では古いという事がございますので、広域化計画を積極的に取り組んでいただきますように、郡内で集まる会議、課長集まる会議等ございます中でもそういった事について提案はするんですけれども、なかなか他の市町村、のってきていただけないというのが現状でございます。また、合併の事もございましたので、もうその事につきましてもある程度先が見えてきた、合併をする、しないの市町村の動向も見えてきたという中で再度、この前も助役さん行っていただいて話をさせていただいたんですけれども、県の方でもこの計画の枠組みの見直しをしますと、か、そういった事についても前向きに検討していただきたいという風に再度助役さんの方からお願いをさせていただいている状況でございます。返事になっているようで、なっていないかも分かりませんが、現在の状況はそうでございます。事業所のごみ収集車の件でございますけれども、原則的に当町では各事業所のごみは各事業所の車で、という事がございますので、限定はできないという事でございますけれども、各事業所に対しましてそういった指導をして参りたいという風に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

木田委員

ごみ広域化の件ね、斑鳩町に関連するところでは進んでないという事なんですけれども、県内の他の地域も同じような状況なんですかね。

助 役

課長からこの件について、私と県との色々、交渉の報告をしたわけ
でございますけれども、私も県の方に出向きまして、そしてこの広域
化計画についてはっきりした事をやってほしいという事を強く要望し
ております。県ではこのごみの広域化対策というのは、ダイオキシン
対策で計画したものであると、そのダイオキシン対策は各市町村がそ
れぞれ施行して、ダイオキシンを削減するような工事もしているとい
う事から、非常にこの広域化に向けての取り組みが難しくなっている。
また、三位一体の改革の中で、当初これは100トン炉を設置するとい
う事を国は言っていたけれども、だんだんそれを緩和して、5万人
以上の人口の所については、国は助成するということまで変わって
きたというところから、県としてもこのダイオキシン対策の広域化に
ついては非常に頭を痛めていると。それならば、ブロックを替えると
か何かの方法によってきちっとした計画を県が最発表すべきものと違
うかと。そうしない事には、斑鳩町としてはまだこの広域化対策は郡
山市、生駒市、生駒郡4町が一つになった計画としてやっていただけ
るという事を思っている。そういう事を町民全般に知らせるためには、
やはり県の方がきちんとした内容で、見直しをして変更するならば変
更してほしいという要望をしています。ただ、それについてもああする、
こうする、というのは言っていないわけでございます、今、県に廃棄
物対策課へ行かせていただいて、そして話はしているものの、県とし
ても頭を痛めているのは事実です。そういう事でございますので、随
時やはり町としては県に対して強い要望を重ねてまいりたいという事
でご理解いただきたいと思えます。

木田委員

助役さん言わはったね、やっぱりこれから人口5万人とか、今まで
やったら100トン炉以外は補助金出ないとかいうような事言っては
りますわな。そしたら、斑鳩町の焼却場も延命対策は色々とっては
りますけれども、これからどれだけの年数がもつのか、やはり限りある
と思えますので、補助的な延命対策だったら、そしたら、それが人口

も5万ない、そして炉としても、何トンの炉を作るのか知らないけど、そうなった場合に斑鳩町が全部それを負担しないといけないようになったら、また大変な費用になると思いますけれども、今の状態で延命策を講じていけば、だいたい耐用年数としてはどれくらいもつのか、その辺試算になるだろうと思うけれども、おおよその検討として、どれ位もつのか分かったら教えていただきたいと思います。

助 役 どれ位もつとか、もつようにやっぱり延命化していきたい。このごみの焼却場の位置問題は、非常に付近住民の方にご迷惑かけながら斑鳩町のごみを処理しているわけですから、やはりその場で迷惑かけないような形で長く、その炉がもてるように努力してまいりたいと考えております。ただ、先ほども言いましたように、斑鳩町としては人口5万以下ですから、国の制度にのった補助対策ができないという事からブロック見直しも考えよという事の要望も県へしております。

委員長 よろしいですか。里川委員。

里川委員 ちょっと確認しておきたい事項がございます。一つ、日本脳炎の予防接種の関係についてなんですけど、この間もう予防接種、それぞれの予防接種、色々変わってきているんですけども、今回特に日本脳炎の予防接種の取扱いが、中学生のお子さんの事故の関係後、変わってきていると思うんです。町としてこの日本脳炎予防接種の取り組み方針というのを確認しておきたいな思うんですけども。

健康推進
課長 日本脳炎のこの関係につきましては5月30日県より事務連絡といたしまして日本脳炎ワクチン接種により、急性散在性脳脊髄炎発生との因果関係があると判断が下された事から、慎重を期すため、定期予防接種として、現行の日本脳炎ワクチン接種の積極的干渉は行わないよう、各市町村に勧告がされました。ワクチン接種につきましては町の医師会長と協議、これは31日にさせていただきました。その中で

本町といたしましては原則中止という事でございます。ただし、日本脳炎に感染する恐れが高い地域への渡航等、日本脳炎ワクチンの効果及び副作用を医師から説明を受け、同意書に署名した上で現行の日本脳炎ワクチンの接種を行う事は差し支えないとされました。また、この事で住民への啓発周知という事でございますが、広報につきましては7月号広報に掲載させていただいております。それと、幼稚園、保育所、保健センター等にポスターの掲示、それと日本脳炎の予防接種対象者でございます、1期の幼稚園、保育所関係、それと小学校4年生、中学3年生の保護者に対しましてはチラシ文書を配布させていただいております。この文書につきましては6月3日に処理終わっております。以上でございます。

里川委員 分かりました。原則中止という事で、ケースによっては行う事もあるという事で、確認をさせていただきましたので、それはそれで結構です。それとあと、もう一点、ちょっと気になる事があるんですが、実は阿波保育所なんですけれども、阿波保育所に通っておられる小さい子どもさんがね、とても去年蚊にかまれてはって、どうも保育所のトイレがね、トイレというところの場所もあるのかも分からないんですけれども、それと窓が網戸になってないという事で、蚊取り線香なんかもたいていただいているようなんですけれども、あまり蚊取り線香もたきすぎてもあの煙吸うのも、子どもさんにとってはよくないのかなと思うんですけれども、その子どもさんですので、トイレも何回も行かはるだろうという事もありますので、一回その施設についても何らかの工夫が町としてできないか、検討していただきたいという風に考えるんですが、以前にもちょっと担当課には申し上げた経過もあるんですけれども、ちょっとそういった施設のなところ、どういう風にできるのかなと、私も現場見せていただいた時に、お手洗いやなと思ったので現場を見せていただいたんですけれども、ちょっと難しい、建物の形からいったら難しいのかなと思うんですけれども、何か一度対策取れないか考えていただけたらなという風に思います。ど

うでしょうか。

福祉課長

阿波保育園の、里川委員さんのおっしゃっておられます、トイレの窓につきまして以前、網戸はつけられないかという事で調査した経緯がございます。その窓につきましては、開閉方向の関係で網戸が付けられないような状態でございまして、その窓全体をごぼっと網で囲うとか、そういう方法しかできない。そうするとまた窓が開けられないという事もございまして、その度に網戸、かぶせたものを外すというような事も発生しますので、取り付けない方法という事で、現在蚊取り線香と窓もできるだけ開けないように、という形で対応させていただくという事です。そういう状況で、現在またそういった状況ですのでつけられないように思いますが、その他の対応等また検討させていただきたいと思います。

里川委員

先ほど、その前にも申し上げました日本脳炎も原則中止です。これ、日本で日本脳炎というのがなくなっているのかと言ったら、なくなっていないんですよ、患者さんやっぱり多少いはるわけですよ。そういう事も関連付けまして斑鳩町の子どもさんたちをやっぱり守っていただきたい。守る立場で常にそういう立場で行政として施設管理なんかもやっていっていただきたい。そして動く情勢、そうやって情勢が動いている中でより慎重に子どもさんを守っていっていただきたいという事はお願いをしておきたいという風に思います。最後に一つ申し訳ないんですけども、一般質問でも、子どもの居場所づくりという事で質問されてた議員さんもあったと思うんですけども、実は文部科学省の範囲内で地域教育力再生プランとか言うのがやられているわけなんですけれども、大きい国レベルであつたら文部科学省や、厚生労働省や、ややこしい問題も色々あるんですが、連携も取りにくい部分もあると思うんですけども、今まさに福祉課が事務局となつて次世代育成支援をやられている中では、この地域教育力再生プランの中に、地域子ども教室、地域ボランティア活動推進事業、いろんな

形で項目挙がっているんですけども、こういったものを、教育委員会とも双方やっぱり連携をとって協議をしていただきまして、国の方が動いてきたらいち早くキャッチして、次世代育成支援、去年計画を立てて今年度取り組んでいく中でも、十分こういった情報にも敏感になっていただいて取り組みを進めていただきたいという事、これも強く要望しておきたいという風に思いますので、それについては私が今要望した事を受け入れていただけるのかどうかという事のご答弁はいただきたいと思います。

助 役 一般質問で飯高議員に答えているとおりでございまして、やはり文部科学省がこうした子どもの居場所、みんなで作りませんかというような、事業推進もやっていくという事、これによって、それぞれの町村が答えていくべきであって、最近やっぱり子どもたちが家の中で閉じこもるといような傾向にあります。やはり外へ出て遊ぶという方向付けをしていかなければならないと私は思います。そういう事も含めてやはり子どもの居場所を町としては確保していくという事が大切であろうと思います。

里川委員 助役さんから答弁いただきましたので、今後やっぱりそういう次世代育成支援の取り組みというのは、新たに町が国の法律に基づいてやらなければならない事なんですけれども、その中で十分担当課も文部科学省やというのではなくて、こういう施策の連携というのをとっていただきまして、十分取り組みを進めていただきたいなという風にお願いをさせておいていただきます。

三木委員 一つだけ。朝夕の犬の散歩の糞の後始末の件なんですけれども、決算の時もかなり問題になっておりましたけれども、今朝も私、7時過ぎから岩瀬橋に立ってまして、何人かの方が散歩されてました。どうも、見てますと始末に対して、それを持って帰るとか、糞を取る機械を持ってるとかいう事よりかは、何も持ってないとかいう人とかスコ

ップだけというのはあるんですけども、私の目の前でもスコップで埋めてました。散歩中なんでそんなに丁寧に掘ってという事ではなく、本当に浅く、スコップでとんとんと叩いていってるような状況です。やっぱり梅雨時期になったりしますと、そういうものがやはり雨等でまた出てきたりという事があるわけですね。朝夕の場合、朝の場合どうしても人目がないという事もあるのか、夕方は人目も多いのかという事もあるのか分かりませんが、スコップで埋めるという事に対して町として、この事について、良しと考えてますか。やはり非常にモラルの問題になるわけですけども、この点について徹底するという意味で、広報紙なり、自治会等からという事はいかがでしょうか。2つの点について。

町 長

これはいつもの時に出てくるわけですけども、木澤議員もご指摘されましたように、三木議員のご指摘のようにこれはやっぱり町としても最大限、犬を飼っておられる方、狂犬病予防の関係等について色々役場へ来られたら、そういうスコップとビニール袋で糞を取って帰るという物を手渡すんですけども、やっぱりマナーを守ってる方は十分守っておられるし、格好をされても取られない方もおられますし、これはもうやっぱり私は何かやっぱり方策として斑鳩町も環境保全条例作ってますけれども、その中にもありますけれども、また自治会は自治会で対応されて、各所で書いたものを張っておられる所も、南服部とか行きますとみんな張ってありますけれどもなかなかそれが守ってくれない。やっぱりこの現状を十分把握しながら、マナーの徹底というのが一番大事である。日本の国で一番言われているのはマナーの低下であるというような事が言われているように、大人があるいはそういう部分を守っていくという事が一番大事であると。そういう事で必ずそれを取らないといけないという、田植えをされる方々にとっては、畔こねされる時には皆さん方踏まれるわけですから、そういう現状で我々もよく言われるんです。そういう事も含めてやっぱりマナーの強化というのか、各自治会、自治会でそういう事もしておられます

し、我々としてもそういう努力をしているわけですが、それ以上にまだ犬の散歩で糞が散乱しているというのが現状でございますので、そこらをこれからまた、自治会長さん並びにそういう点についても環境保全推進委員さんにもお願いしながら周知徹底ができるかできないか、そこらも担当課と十分相談しながら進めて参りたいと思っております。

三木委員 大変ちょっと時間のかかる問題かも知れません。私達も含めて、行政側も含めて今後この問題に取り組むという事も、それから周知徹底する事を何か今後お考えいただくように、ご一考していただけるように要望しておきます。

委員長 他によろしいですか。

他にないようでありましたら、私の方から閉会中の委員会において報告をいたしておりましたリサイクル処理施設の見学日程について、担当課の方で施設先との日程調整をお願いし、過日各委員には日程について報告をさせていただき、了承を得ているところであり、別紙のとおり厚生常任委員会の所管事務調査として現地調査を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。それでは斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第12条の規定による現地調査として実施することといたします。議長には手続きの方につきましてよろしく願いいたします。

なお、当委員会以外の議員にもせつかくの機会でありますので、参加を希望される議員がありましたら、事務局まで報告してもらおうということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 その他についてもこれをもって終ります。
なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。
これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前10時30分 閉会)